

新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

	旧	新
第 2 条 (用語の定義) 第 2 項	2. 「加盟店等」とは、Visa Inc. (以下「国際提携組織」といいます) と提携した金融機関またはクレジット会社 (以下「アクワイヤラ」といいます) の加盟店および当社が指定した (または国際提携組織と提携した金融機関等による) ATM・キャッシュディスペンサーを統括する金融機関等をいいます。	2. 「加盟店等」とは、Visa Inc. (以下「国際提携組織」といいます) 、 <u>国際提携組織</u> と提携した金融機関またはクレジット会社 (以下「アクワイヤラ」といいます) の加盟店および当社が指定した (または国際提携組織と提携した金融機関等による) ATM・キャッシュディスペンサーを統括する金融機関等をいいます。
第 8 条 (売買取引等) 第 4 項	4. デビットユーザーは、売買取引等において購入した商品、サービスその他の取引内容およびそれに付随する情報ならびにデビットユーザーの個人情報およびカード番号等が、加盟店等、アクワイヤラ、保険会社および当社間において、売買取引等の特定と内容確認の目的で開示されることを承諾するものとします。	4. デビットユーザーは、売買取引等において購入した商品、サービスその他の取引内容およびそれに付随する情報ならびにデビットユーザーの個人情報およびカード番号等が、加盟店等、アクワイヤラ、保険会社および当社間において、売買取引等の特定と内容確認 <u>等</u> の目的で開示されることを承諾するものとします。

※「Visa デビットカード利用規定 (旧)」と「Visa デビットカード利用規定 (新)」ともに共通の改定となります。

以上